

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日該当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## ◇告示

### 目次

- 道路位置の指定
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱の一部改正
- 昭和三十六年度私立高等学校生徒急増対策補助金交付要綱
- 学校教育法の規定による私立高等学校及び私立各種学校の設置、私立幼稚園の設置者変更並びに私立各種学校の廃止の認可
- 学校法人の設立の認可
- 保安林の解除予定
- 保安林の指定解除
- 道路位置の指定
- 牛の結核病等の検査の実施
- ひな白痢検査の実施
- 豚コレラ予防注射の実施

## ◇公安告示

聴聞会の開催

## 告 示

### 鳥取県告示第五十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十七年一月二十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十七年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所氏名

道路の位置の指定場所

道路の幅員及び延長

鳥取市長柄	鳥取市吉岡温泉町湯尻一三	幅員	四メートル
一三四	五の一部分		五メートル
吉岡果実農業協同組合	八の一部分	延長	二五メートル
組合長理事	九の一部分	幅員	八メートル
藤岡 一二	〇の一部分	延長	九メートル

### 鳥取県告示第六十号

昭和三十三年十一月鳥取県告示第五百六十一号（天災

による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する利子補給費及び損失補償費補助金交付要綱)の一部を次のように改正し、昭和三十六年十二月四日から適用する。ただし、昭和三十三年度及び昭和三十四年度に係るものについては、なお従前の例による。

昭和三十七年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別記様式第一号中 2市町村の単協に対する補助計画 (又は実績) を次のように改める。

2 市町村の単協に対する補助計画 (又は実績)

災害別	資金別	単協名	補助割合 (分厘毛)	利子補給補助額 円	備考

(注) 「備考」欄には、その他必要な事項を記入すること。

「補助割合」欄には、次表により記入すること。

貸付利率 (A)	利子補給のな い貸付利率 (B)		補助率		率 (B-A)	
	国	庫	県	市町村	計	計
年6分5厘	年9分5厘	1分5厘	1分	5厘	年3分	年3分
年3分5厘	年9分5厘	3分9厘	1分4厘	7厘	年6分	年6分

鳥取県告示第六十一号

昭和三十六年度私立高等学校生徒急増対策補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度私立高等学校生徒急増対策補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 県は、高等学校生徒の急増に伴う私立高等学校の施設の整備に要する昭和三十六年度にかかる経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、私立学校法(昭和二十四年法律

第二百七十号)、学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人の助成に関する条例(昭和二十六年一月鳥取県条例第一号。以下「条例」という。)及び鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第二条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、高等学校を経営する学校法人が、生徒の急増に伴い、高等学校設置基準(昭和二十三年文部省令第一号)に定める基準の範囲内で校舎又は校地を整備する事業とする。

(補助率)

第三条 第一条の補助金の額は、前条の事業に要する経費(事務費を除く。)の百分の五に相当する額以内の額とする。

(補助金の交付申請)

第四条 補助金の交付の申請をしようとする者は、第一

号様式による補助金交付申請書に、条例第一条第一号から第五号までに規定するもののほか、当該事業が一年以上にわたる計画である場合にあつては、第二号様式による計画書を添えて知事に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第五条 前条の規定は、規則第十一条の規定による申請事項の変更にかかる承認の申請について準用する。

(実績報告)

第六条 規則第十八条の規定による実績報告は、当該事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承諾を受けた日から十日以内に、第三号様式による実績報告書でなければならぬ。

(補助金交付請求)

第七条 規則第二十一条の規定による補助金交付請求書には、同条第一号から第三号までに規定するものほか、当該事業に要した経費(事務費を除き、補助金を除く部分に相当する額)が全額支払われたことを確認

ひある書類を添えなければならぬ。

附 則

この附則は、昭和三十六年度分の補助金として適用する。

第一号様式

昭和 年 月 日  
申請者住所 氏 名

鳥取県知事 殿

私立高等学校生徒急増対策補助金交付申請書

昭和 年度において標記の補助金を下記のとおり受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

添付書類

- 1 理由書
- 2 援助による事業その他の計画書
- 3 予算書(前年度及び当該年度分)

- 4 財産目録
- 5 前年度収支計算書
- 6 学校施設の整備が1年以上にわたる計画である場合にあっては、第2号様式による計画書

第二号様式

法人名

施設整備計画書

整備施設 の名称	室数	坪数	経費総額 年	竣工予定 年月日	備考

第三号様式

事業実績報告書  
法人名

鳥取県告示第六十二号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四条及

事業名	事業の要 要	事業着手年月日	経費総額	内 法人 負担 金	取 引 金 他 の 金

設置することを認可した高等学校

名 称 所 在 地

米子経理高等学校 米子市蚊屋字左右衛門塚二〇〇番地ノ一

設置者 昭和三十七年  
理事長 永島 運一 一月二十日

設置することを認可した各種学校

名 称 所 在 地

イナバ自動車学校 鳥取市叶字八反田三〇六番地

設置者 昭和三十七年  
学校法人イナバ自動車学校 一月二十日  
設立代表者 児島 卯吉

鳥取県中央自動車学校 倉吉市福庭三九四番地ノ二

設置者 昭和三十七年  
日本交通株式会社 一月二十日  
代表取締役 沢 春蔵

が同法第八十三条第三項において準用する同法第四条の規定により、私立高等学校及び私立各種学校の設置、私立幼稚園の設置者変更並びに私立各種学校の廃止を次のように認可した。

昭和三十七年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

設置者の変更を認可した幼稚園

名称	良善幼稚園	所在地	米子市西町七九番地	設置者	学校法人良善幼稚園 設立代表者 津田昌男	認可年月日	昭和三十六年 十月三十日
名称	池上和洋裁専門学院	所在地	鳥取市東町二四五番地	設置者	池上英二	認可年月日	昭和三十七年 一月二十日
名称	米子高等洋裁女学院	所在地	米子市灘町三丁目五八番地	設置者	鷺見岩作	認可年月日	"
名称	赤碓文化学院	所在地	東伯郡赤碓町赤碓一八五〇番五地	設置者	住 寿永	認可年月日	"

鳥取県告示第六十三号

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三十一条の規定により、学校法人の寄附行為を次のように認可した。

昭和三十一年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	学校法人良善幼稚園	設立代表者	津田昌男	所在地	米子市西町七九番地	認可年月日	昭和三十六年十月三十日
名称	学校法人イナバ自動車学校	設立代表者	児島卯吉	所在地	鳥取市叶字八反田三〇六番地	認可年月日	昭和三十一年一月二十日

鳥取県告示第六十四号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十一年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡赤碓町大字赤碓字狐山一、一一五ノ四所在の保安林

指定の目的 魚つき

解除の理由 指定理由の消滅

申請者住所氏名 東伯郡赤碓町大字赤碓 酒林文雄

鳥取県告示第六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十一年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四(次の図に示す部分に限る。)所在の森林

指定の目的 飛砂の防備

解除の理由 指定理由の消滅

申請者 福部村長

二 東伯郡北条町大字国坂字小野尻一、六二一(次の図に示す部分に限る。)所在の森林

指定の目的 飛砂の防備

解除の理由 上水道補助水源敷地敷地

申請者 北条町長

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村、北条町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六十六号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十一年一月二十三日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十七年二月二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
道路の位置の指定場所  
道路の幅員及び延長

鳥取市田島 六二一番地	鳥取市田島字松下六二一の 幅員 四メートル 五メートル	鳥取市田島 九の 一部	鳥取市田島 六二一の 幅員 四メートル 五メートル	田中清太郎 一〇の 一部	鳥取市田島 六二一の 幅員 五メートル	田中清太郎 一一の 一部	鳥取市田島 六二一の 幅員 五メートル	田中清太郎 一二の 一部	鳥取市田島 六二一の 幅員 五メートル	田中清太郎 一三の 一部	鳥取市田島 六二一の 幅員 五メートル	田中清太郎 一四の 一部	鳥取市田島 六二一の 幅員 五メートル	田中清太郎 一五の 一部	鳥取市田島 六二一の 幅員 五メートル	田中清太郎 一六の 一部	鳥取市田島 六二一の 幅員 五メートル	田中清太郎 一七の 一部	鳥取市田島 六二一の 幅員 五メートル	田中清太郎 一八の 一部	鳥取市田島 六二一の 幅員 五メートル	田中清太郎 一九の 一部	鳥取市田島 六二一の 幅員 五メートル
----------------	--------------------------------------	-------------------	---------------------------------------	--------------------	------------------------------	--------------------	------------------------------	--------------------	------------------------------	--------------------	------------------------------	--------------------	------------------------------	--------------------	------------------------------	--------------------	------------------------------	--------------------	------------------------------	--------------------	------------------------------	--------------------	------------------------------

鳥取県告示第六十七号  
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第

- 百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。
- 昭和三十七年二月二日  
鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 実施の目的 結核病並びにブルセラ病及び肝てつ予防のため
  - 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
  - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病並びにブルセラ病検査  
牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。  
ただし、生後六月、分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
  - 四 実施の期日 別表のとおり
  - 五 注射、検査及び駆除の方法 肝てつ検査及び駆除  
牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

別表一  
結核、ブルセラ病検査

結核病検査 ツベルクルン皮内反応  
ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法

肝てつ検査 皮内注射反応及び虫卵検査法  
肝てつ駆除 ヘキサクロロエタン製剤投与

第一 次 第二 次  
実施 期 日  
実施 区 域  
実施 施 場 所

二月 九日	二月 十二日	倉吉市上井区	上 井家畜検診場
" " " "	" " " "	西郷区	西 郷 "
" " " "	" " " "	社 区	社 区 "
" " " "	" " " "	上小鴨区	上小鴨 "
" " " "	" " " "	小鴨区	小 鴨 "
" " " "	" " " "	北条町下北条区	下北条 "
" " " "	" " " "	赤碕町赤碕区	赤 碕 "
" " " "	" " " "	東郷町花見区	花 見 "
" " " "	" " " "	羽合町全域	長 瀬 "
" " " "	" " " "	泊 村全域	泊 村 "
" " " "	" " " "	東郷町舎人区	舎 人 "
" " " "	" " " "	倉吉市高城区	高 城 "



二月	九日	十日	九日	八日	七日	六日	五日	三日	二月	三月 一日	二十八日	二十七日	二十六日	二十四日	二十三日	二十二日	二十一日	二十日
日野郡日南町日野上地区	東伯郡北条町下北条	倉吉市上井、西郷	大栄町由良	古布庄	東伯町浦安	成美	赤碕町赤碕	泊村泊	東郷町花見、舍人	三朝、三徳、小鹿	三朝町旭	関金町山守	東伯郡赤碕町安田	北谷	高城	社	上小鴨	上小鴨
三栄、丸山家畜検診場	下北条	上井、西郷	由良	古布庄	浦安	成美	赤碕	泊	花見、舍人	三朝、三徳、小鹿	旭	山守	安田	北谷	高城	社	上小鴨	上小鴨

鳥取県告示第六十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

十日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十九日	二十日
多里地区	福栄地区	石見地区	山上地区	阿毘縁地区	大宮地区	生山地区		
新田、湯川	神 福	神戸上、市場	茶 屋	阿毘縁	印 賀	生山家畜保健衛生所		

二 実施の区域及び場所 別表のとおり  
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法

ひな白痢急速診断法





### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年二月二日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

#### 一 鳥取地区

##### （一）聴聞の期日及び場所

昭和三十七年二月十四日午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

##### （二）聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市東品治町一六三

松浦喜十郎

岩美郡岩美町浦富一七四〇の一

中原 吉蔵

鳥取市八坂一九六

前田 満俊

鳥取市田島六〇〇

木下 寿則

鳥取市茶町三

山根 寿和

#### 二 米子地区

##### （一）聴聞の期日及び場所

昭和三十七年二月十五日午後一時から

米子市万能町 米子警察署

##### （二）聴聞当事者の住所及び氏名

米子市河崎一一四二

松本 暁

米子市大崎九九九

松本啓一郎

米子市大篠津町

亀田 昭二

米子市東福原八七〇の一

井上 勝盛

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所 鳥取県鳥取市長谷町

〔定価 一部月極 二〇円（送料共）〕